

平成25年度国の施策・制度・予算に関する提案【重点的提案】 に係る主な措置状況について

神奈川県では、平成24年6月に「平成25年度国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案23事項の主な措置状況（平成25年5月末現在）を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
1 地域主権改革の着実な推進	
1 事務・権限の移譲	(1)「国から地方自治体への権限移譲」については、具体的な動きはない。 (2)「国の出先機関の原則廃止」については、平成24年11月に「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたが、国会提出は見送られた。 なお、ハローワークについては、移管可能性の検証を行うため、平成24年10月に「ハローワーク特区」が埼玉県、佐賀県で開始された。
2 義務付け・枠付けの見直し	第3次一括法案が平成25年通常国会に提出され、審議中である。 なお、第1次一括法等において「従うべき基準」とされたものの撤廃などの更なる見直しは行われていない。
3 地方自治制度の抜本的な改革	(1)、(2)地方自治法の抜本改正及び首長の在任期間制限に係る関係法令の改正については、具体的な進展は見られない。 (3)住民投票条例制度の導入については、国の地方制度調査会において、引き続き検討することとされている。
2 地方税財政制度（財政関係）の改革	
1 地方交付税の改革の推進	地方公務員給与の一方的な削減により、地方交付税総額が減額されるなど、地方自治体の自主的・自立的な運営が可能となるような改革がなされていない。
2 臨時財政対策債の廃止	臨時財政対策債が存続し、本県の提案に沿った見直しになっていない。
3 国庫補助金の廃止	地域自主戦略交付金（一括交付金）が廃止され、各府省の交付金等に移行することとなったが、本県の提案する税源移譲は実現していない。
4 国と地方の財政負担の適正化	国直轄事業負担金については、平成24年11月30日に閣議決定された地域主権推進大綱において「国と地方の役割分担や今後の社会資本整備の在り方等とも整合性を確保しながら検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について、平成25年度までの間に結論を得る」こととされているが、具体的な検討は進んでいない。 また、超過負担は依然として解消されていないが、特定疾患治療研究事業については、平成25年1月の総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣の3大臣合意において、平成26年度の超過負担解消・法制化に向けて調整するとされた。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
3 地方税財政制度(税制関係)の改革	
1 地方消費税の税率の引上げと税源移譲の実現	平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」において、地方消費税の税率(現行:消費税率換算1%)を平成26年4月1日から1.7%へ、平成27年10月1日から2.2%へと引き上げる旨規定されたが、同法では、それぞれの施行前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる旨規定されており、地方消費税の税率の引上げは確実に実現するとはいえない。また、更なる税源移譲についても未だ実現していない。
2 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保	平成25年1月に自民党及び公明党が決定した「平成25年度税制改正大綱」では、地方の地球温暖化対策に関する財源等の確保について、平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第7条の規定に基づき、早急に総合的な検討を行うこととされているが、具体的な措置は講じられていない。 また、同大綱では、車体課税の見直しについて、①安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることが前提に、消費税10%段階(平成27年10月)で自動車取得税を廃止することや、②今後、自動車重量税について環境性能に応じた課税を検討することなど、一定の方向性を示した上で、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ることとされているが、具体的な措置は講じられていない。
3 地方法人特別税の地方税への復元	平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」では、地方法人特別税について、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う旨規定されたが、具体的な措置は講じられていない。
4 再生可能エネルギー等の本格的普及拡大に向けた大胆な政策展開	
1 エネルギー政策の抜本的見直しと再生可能エネルギーの加速度的な普及拡大	平成24年9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」が策定されたものの、現政権はこれをゼロベースで見直すとしている。 「エネルギー基本計画」の見直しについては、年内を目途に、国の総合資源エネルギー調査会総合部会により意見の取りまとめが行われる予定である。
2 分散型エネルギーの利用拡大	再生可能エネルギーに準じた固定価格買取制度の適用は検討されていないが、平成24年度予備費において、低温排熱回収・利用設備の導入を支援する「次世代型熱利用設備導入緊急対策事業」が措置され、平成25年度予算では、ガスコージェネレーション等の導入を支援する「分散型電源導入促進事業費補助金」が措置された。
3 「発送電分離」を含めた新たな電力システムの構築	平成25年4月に小売全面自由化や発送電分離などの改革方針を示した「電力システム改革の改革方針」が閣議決定された。これを受けて「電気事業法の一部を改正する法律案」が同月に閣議決定され、国会に提出された。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
5 地球温暖化対策の推進	
1 意欲的な温室効果ガス削減中期目標の設定等	<p>(1) 中期目標達成のための道筋については、国のエネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、本年11月のCOP19までに中期目標をゼロベースで見直すこととされているが、具体的な目標やロードマップは示されていない。</p> <p>(2) 「国内排出量取引制度」については、環境省において、課題についての検討報告書が公表されているものの、実現に向けた方向性が示されていない。</p> <p>また、「商品・サービスのライフサイクル全体を通じて削減が評価される仕組み」については、環境省と経済産業省により基本ガイドラインが公表されているものの十分ではなく、現時点では検討、整理すべき点がある。</p>
2 国、都道府県、市町村の役割分担の明確化と財源措置等	<p>中期目標達成のための道筋が示されておらず、そのため、国、都道府県、市町村の具体的な役割分担が明確化されていない。</p> <p>また、「地球温暖化対策のための税」においても、地方側が求めた財源措置はなされておらず、平成25年度税制改正大綱において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされたが、その具体的な内容は明らかになっていない。</p>
3 電気自動車や燃料電池車などゼロエミッションカーの普及・推進施策の充実強化	<p>電気自動車や燃料電池車などゼロエミッションカーの普及について、導入補助、充電や水素供給のためのインフラ整備及び技術・社会実証研究への支援については、予算措置がなされた。</p> <p>高速道路料金の割引、次世代型電動バスの早期実用化に向けた重点的な支援については、措置されていない。</p> <p>充電インフラ整備への補助の拡充については、平成24年度補正予算において措置された。</p>
6 循環型社会づくりの効果的な推進	
1 廃棄物の発生抑制の推進と循環産業の活性化	<p>(1) 「循環型社会形成推進基本計画」において、産業廃棄物について、業種ごとの排出量の削減目標は設定されていない。</p> <p>(2) 平成25年度予算において、使用済小型電子機器等の再資源化については、市町村や認定事業者の参加促進に向けた支援、新制度の情報発信を行うとともに、使用済小型電子機器等の適切な国際移動を担保するための調査検討を行うための予算が措置された。</p> <p>(3) いわゆる循環産業の活性化を図るための融資・税制優遇措置については、十分な措置がされていない。</p>
2 建設汚泥の発生抑制・再生利用の推進	<p>(1)、(2) 建設汚泥について、建設リサイクル法の建設資材への追加等は措置されていない。</p>
7 大規模災害対策の推進	
1 大規模地震対策の早期取りまとめ	<p>「首都直下地震」及び「南海トラフの巨大地震」の地震対策大綱、地震防災戦略等の作成・見直しについて予算が措置されるとともに、「南海トラフの巨大地震」については、被害想定最終報告が公表された。</p>
2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立	<p>(1) 地震観測体制等の確立については、活断層調査、地震活動の観測・予測研究に関する予算が措置されたが、本県の提案した南関東地域の充実強化は明示されていない。</p> <p>(2) 津波避難対策については、平成24年3月から、防災科学技術研究所の相模湾海底地震観測施設（沖合いの水圧式津波計）のデータが津波警報へ活用されることとなった。</p>

提案事項名及び項目名		措置の概要等
3	消防の広域化に向けた支援措置の強化	(1) 市町村の消防の広域化に関する基本指針が一部改正され、広域化実現の期限が平成30年4月1日に延長された。 (2) 支援措置については、平成25年度は緊急防災・減災事業の新規・拡充など措置がされたが、平成26年度以降の措置が明示されていないなど、十分な措置がなされていない。
4	原子力災害に関する総合的な対策や体制の整備	平成24年9月に原子力規制委員会が発足し、10月には原子力災害対策指針が策定され、平成25年2月27日に同指針が改定された。 しかし、同指針では、原子力発電所の原子力災害対策重点区域は概ね30kmとなっており、区域外の原子力災害対策は今後の検討課題とされている。 また、原子力発電所以外の原子力事業所については、緊急事態の区分やその判断基準、原子力災害対策重点区域、オフサイトセンターの在り方などが今後の検討課題とされている。
8 大規模災害における災害廃棄物処理の推進		
1	大規模災害における災害廃棄物処理の推進	法整備等を行われていない。
9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応		
1	国の責任による最終処分場の確保	8,000ベクレル/kg以下の下水汚泥焼却灰等については、依然として国の責任において最終処分場の確保等がなされる動きはない。
2	下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知	放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知はなされていない。
3	放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進	放射性物質濃度低減等の技術実証事業は実施されているものの、実用化までには至っていない。
4	仮置き費用等の追加的支出に対する万全の補償	東京電力株式会社による下水道事業に関する原子力損害賠償については、平成23年12月1日から平成24年3月31日までを対象とする2回目の請求の受付が平成24年9月から開始され、順次支払いがなされている。しかし、超過勤務手当等の人件費については、賠償基準等について説明会が開催されたものの賠償の支払いまでには至っておらず、事故対応のための説明会の開催費用等については賠償の対象外とされている。
10 基地対策の推進		
1	基地の整理・縮小・返還の早期実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された相模総合補給廠の一部返還等に関する事業費が予算措置された。
2	厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現	平成18年5月に在日米軍再編最終報告において合意された空母艦載機の移駐に関する事業費が予算措置された。
3	基地周辺対策の充実強化	防衛施設と周辺地域の調和や地域振興等を図るための事業費が予算措置された。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
4 日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結	米軍基地内の環境問題に関しては、平成22年12月に、環境に関する日米合意などについて協議する日米作業部会が設置されており、現在、国で開催を検討中である。
5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	国での検討状況は示されていない。
11 経済・雇用対策の推進	
1 総合的な経済対策の推進	<p>(1) 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が平成25年1月11日に閣議決定され、日本経済再生に向けて重点的に取り組む3分野に「成長による富の創出（民間投資の喚起、中小企業・小規模事業者対策等）」が掲げられ、付加価値の高いサービス産業等の育成等に予算配分された。</p> <p>また、地域の特色を生かした地域活性化として、地域経済の活性化と活用の創出を図る「地域の元気臨時特例金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が、平成24年度補正予算により創設されたが、地方の裁量と工夫が活きる仕組みにはなっていない。</p> <p>現在、政府において6月半ばを目途に成長戦略のとりまとめを行っている。</p> <p>(2) 中小企業の金融支援に関し、信用保証協会の財務基盤強化については、協会が行った代位弁済の一部を損失補償するため、平成24年度と同額が計上され、また信用保険料を低く抑える措置も一部実施された。</p> <p>一方、セーフティネット保証（5号）の業種指定は絞り込まれ、認定要件については、本県の提案する利益率減少要件の追加などは措置されていない。</p> <p>中小企業金融円滑化法の終了を見据えた取組として、日本政策金融公庫等における経営支援と一体となった融資や経営改善計画の策定を支援する認定支援機関に対する補助金が予算措置された。</p> <p>中小企業再生ファンドを活用した事業再生の促進については、企業再生支援機構を改組し、再生ファンドに対する専門家の派遣等の支援機能が拡充される予定である。</p> <p>中小企業再生支援協議会の人員体制の拡充等、企業再生支援に係る実効性の高い施策の早期実施が措置された。</p> <p>平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算により、中小企業再生支援協議会への「経営改善支援センター」の新設等が措置され、認定支援機関による経営改善計画策定支援機能の強化等が図られる予定である。</p>
2 雇用対策の充実強化	<p>(1) 国の経済対策として、緊急雇用創出事業臨時特例基金の拡充が盛り込まれ、平成24年度予備費において交付金が本県に29.5億円措置され、事業実施期間が原則として平成25年度末まで延長された。</p> <p>さらに、平成24年度補正予算において交付金が本県に31億円措置され、一部事業については事業実施期間が平成26年度末まで延長された。</p> <p>しかし、基金の拡充は行われたものの、平成24年度補正予算で措置された基金事業のスキームは、委託先が起業後10年以内の企業等に限定されており、地域の創意工夫が活きる施策とはなっていない。</p> <p>(2) 若年者の雇い入れに関する奨励金制度については、「試行雇用奨励金」は平成25年度以降も継続となったが、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」は震災特例措置としての時限措置であるため、平成25年度は延長されなかった。</p> <p>中小企業と若年者のマッチングについては、平成24年度補正予算において、大学等での中小企業・小規模事業者の魅力発信から、学生と中小企業・小規模事業者とのマッチング、新卒者の採用・定着までを一貫して支援する「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」が措置された。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
12 農畜産業者・漁業者の経営安定対策	
1 都市農業の実態を踏まえた農業者戸別所得補償制度の見直し	平成25年度当初予算では基本的枠組みの変更はなく、本県が求める野菜・果樹・酪農などを中心とした小規模経営の多い都市農業の実態に即したものはなっていない。 (本制度の名称は経営所得安定対策に変更され、平成26年度以降のあり方については今後検討されることとなった。)
2 資源管理・漁業所得補償対策の恒久化	本対策は、新たに平成24年3月公表の「水産基本計画」において、10年を見通した施策として明記されたが、法改正などにより恒久的な制度として位置付けられるまでには至っていない。 (本対策は、平成25年度から「資源管理・漁業経営安定対策」に名称変更された。)
13 医療改革の推進	
1 ICTを用いた医療情報の利活用の促進	財源措置や診療報酬の加算は行われていない。 マイナンバー制度の医療への活用については、国において検討されていない。
2 治療における自己決定の推進の検討	国において検討されていない。
3 WHO推奨ワクチンの定期接種化と財源の確保	WHOで推奨するワクチンの定期接種化と国による財源確保及び予防接種推進体制の強化を提案していたが、子宮頸がん等3ワクチンが平成25年度から定期接種化され、財源の9割について普通地方交付税措置が講じられた。
4 病床規制の弾力化	全国知事会による構造改革特区の共同提案において、基準病床数を算定する際の加減算についての権限付与を提案しており、国において、一定の条件の下、隣接する二次医療圏間で既存病床数の一部移行を可能とすることが検討されているが、具体的な措置は行われていない。
14 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着	
1 医師確保対策の推進	今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会（文部科学省所管）において検討中であるが、平成23年12月から平成24年1月に、検討会が取りまとめた論点整理に関する意見募集を実施した後、検討会は開催されていない。 なお、専門医の在り方に関する検討会（厚生労働省所管）では、新たな専門医の仕組みについて、診療科や地域ごとの適正数を制度的に誘導することについて議論がなされている。
2 看護職員確保対策の推進	新人看護職員研修や病院内保育所運営に対する補助制度はあるが、充実強化はされていない。
3 福祉・介護職員確保対策の推進	平成24年4月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が創設され一定の改善が図られたが、十分な内容とはなっていない。 介護福祉士取得後のキャリアパスとして、認定介護福祉士の方向性が示されているが、整備には至っていない。

提案事項名及び項目名		措置の概要等
4	外国人看護師・介護福祉士候補者への支援	在留期間の延長については、1年間の追加滞在が一部決定されているが、十分ではない。 受入れ側の負担の軽減については、候補者を介護施設における職員の配置基準に算入できるなど一部見直しがなされたが、病院への措置は十分ではない。
5	民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進	住民への相談・支援者としての役割や活動範囲についての法上の明確化はなされていない。 また、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額については、平成21年度時点の単価に戻ったが、近年、民生委員・児童委員の活動量は増加しており、実態にあった活動費の充実は図られていない。
15 がん対策の総合的な推進		
1	がんの予防・早期発見体制の充実強化	(1) 市町村が実施するがん検診の受診率向上に向けた新たな方策等は示されていない。なお、平成25年度予算では、がん対策推進事業の補助率は、引き続き、市町村1/2、国1/2になっている。 (2) 職域におけるがん検診の一般健康診断への位置付けなど、受診促進に向けた有効な仕組みづくりは図られていない。 (3) たばこ対策の充実強化については、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者が義務付ける労働安全衛生法改正案が廃案となり、実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の充実強化には至っていない。
2	がん診療体制の整備推進	(1) 平成24年4月にがん診療連携拠点病院の機能強化を図る上で必要な診療報酬について一定の充実が図られた。(次期診療報酬改定は平成26年4月。) (2) 専門的ながん医療を行う医師等の育成については、平成25年度予算で、がん診療連携拠点病院機能強化事業における、がん医療従事者研修事業に係る経費が措置された。 (3) 西洋医学と東洋医学の連携などの研究については、「統合医療」のあり方に関する検討がされたが、現時点では議論の整理に留まっている。 (4) 地域がん登録の法制化に向けた動きは出ているが、法案提出には至っていない。
3	がん患者支援の充実強化	(1) 緩和ケア病棟整備の促進については、平成24年4月に診療報酬が一部改定された。(次期診療報酬改定は平成26年4月。) (2) 相談支援の充実を図るための医療従事者の育成については、心のケアを専門的に行う医師の育成は実施されていないが、都道府県が実施主体の医療従事者を対象とした緩和ケアに関する研修に係る経費が平成25年度予算で措置された。
16 障害・高齢福祉制度等の見直し		
1	障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し	具体的な措置は講じられていない。
2	障害福祉施策に係る超過負担の解消	国の平成25年度予算は、前年度から10億円増加したものの、市町村の地域生活支援事業における超過負担の解消の見込みは立っていない。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
<p>3 中長期的な視点に 立った介護保険制 度の見直し</p>	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
<p>4 小児・ひとり親・重 度障害者医療費助 成制度の創設</p>	<p>国の予算措置は講じられていない。</p>
<p>17 医療保険制度の改革</p>	
<p>1 医療保険制度を維 持するための国の 責任の明確化</p>	<p>国民健康保険等医療保険制度の抜本的な改革については、社会保障制度改革推進法に基づき設置された「社会保障制度改革国民会議」において検討されているが、具体的な進展はない。</p>
<p>2 後期高齢者医療制 度の安定的な運営</p>	<p>高齢者医療制度の見直しについては、社会保障制度改革推進法に基づき設置された「社会保障制度改革国民会議」において、制度のあり方を含めて検討することとされているが、具体的な進展はない。</p>
<p>18 子ども子育て支援の拡充</p>	
<p>1 安心こども基金の 事業期限延長等、 待機児童対策の推 進</p>	<p>安心こども基金は平成24年度の予備費（1,255億）及び補正予算（557億）により積み増しと1年延長が措置されたが、複数年の延長、自治体の裁量拡大などの制度改正はなされておらず、不十分な範囲にとどまっている。</p>
<p>2 保育所運営費負担 金制度の充実</p>	<p>待機児童解消のための保育所の受入れ児童数の拡大に伴う予算が増額されているが、本提案事項にある保育所入所児童の被虐待児支援やアレルギー児支援に対応した制度の充実は図られていない。</p>
<p>3 実効ある「子ども・ 子育て新システム」 の制度の確立</p>	<p>子ども・子育て支援に係る新制度については、平成25年4月に設置された国の「子ども・子育て会議」においてその詳細な制度設計等が協議されることとなっており、検討が始められたところであるが、詳細な制度設計は未だ示されていない。 また、平成27年度の新制度への円滑な移行に向けた、関係者や地方自治体への早期の情報提供や協議についても、実現には至っていない。</p>

提案事項名及び項目名	措置の概要等
19 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し	
1 政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直しの早期実施	平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」において、政令指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況等を踏まえつつ、関係府省において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、政令指定都市へ移譲するとされたが、具体的な見直し等は行われていない。
2 制度見直しのスケジュールの早期提示	
20 拉致問題の早期解決	
1 拉致問題の徹底的な全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	<p>(1)～(3)平成24年8月には課長級の、11月には局長級の日朝政府間協議が4年ぶりに開催されるなど、政府はあらゆる方策を尽くし、拉致問題解決に向け取り組んでいるが、日朝政府間協議は、その後、北朝鮮のミサイル発射や核実験により中断している。</p> <p>平成14年に北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから10年が過ぎたが、いまだ拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>(4)国も地方自治体と連携して、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、風化防止に向けて、更なる取組の充実が必要である。</p>
21 広域交通ネットワークの整備促進	
1 自動車専用道路の整備促進	国直轄事業の自動車専用道路関係の予算としては、本県に措置されているが、新規事業化を要望した路線については、事業化されていない。また、一部の箇所においては、「供用時期については検討が必要」とされている。
2 鉄道網の整備促進	<p>(1)東海道新幹線新駅は実現しておらず、地元自治体の負担を軽減する制度も整備されていない。</p> <p>(2)リニア中央新幹線整備に向けて必要な法整備や地方自治体への財政負担軽減に向けた制度は創設されていない。</p> <p>(3)補助対象の拡大について、公的機関以外の民間事業者への補助は措置されていない。また、輸送力増強に資する事業を対象とする新たな補助制度は創設されていない。</p>
22 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実	
1 羽田空港の国際線機能の更なる充実	新成長戦略等に基づき、国際線9万回への増枠に必要な国際線地区の拡充や、長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸等の取組が進められている。本県提案の「国内・国際線の配分が決定していない発着枠の積極的な国際線への配分」に関しては、国内線に配分されることとなった。
2 羽田空港を活用したまちづくりと空港周辺へのアクセスの推進	「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」に加え、総合特区間の連携強化を図る「アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフインノベーション国際戦略総合特区の連携に関する検討会」（第1回：平成24年8月8日）が国により設置され、羽田空港周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラ整備等について、国と関係自治体とが検討する場の充実が図られた。東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、予算措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名	措置の概要等
23 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり	
1 津波対策の推進	津波・高潮危機管理対策緊急事業に、社会資本整備総合交付金が予算措置された。
2 海岸侵食対策の推進	茅ヶ崎海岸（中海岸地区）、二宮海岸及び横須賀海岸（秋谷地区）の侵食対策事業に、社会資本整備総合交付金が予算措置された。
3 西湘海岸（大磯・二宮海岸）の保全対策の推進	保全対策の緊急性や、その対策に高度な技術力を要することなどは理解されたが、平成25年度の直轄事業化の新規採択は見送られた。 なお、平成24年度に引き続き、平成25年度も、国により、現地における調査や測量が実施される予定である。